

平成23年度笠間市行政評価外部評価委員会 議事録

1. 日 時 平成23年8月18日(木)
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操
岡野 博之
赤津 長弘
大関 賢一
中澤 まさ
横須賀 徹
所管課 岡井産業経済部長,(農政課)田中課長,池田課長補佐,熊谷農政
企画室長,深澤係長
事務局 小松崎市長公室長,(行政経営課)野口課長,石井課長補佐,福嶋
主査,高松係長,鈴木係長,石塚主事
4. 傍聴者 1名
5. ヒアリング事務事業 遊休農地活用緊急対策事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】農政課

【事前質疑応答】農政課

Q 当該事業は,認定農業者による再生活用であるが,遊休農地を解消するためにはさまざまな方策を考えていく必要がある。例えば,遊休農地の森林化,市民農園への転用など。

A 第1種農地につきましては,農地法により植林は認められないことになっています。また,農用地区からの除外も余程のことが無ければ除外できません。農地を守る農政課の立場からすると,森林化を推奨する立場にはないということになります。

別の視点から言いますと,森林化となると猪の被害が心配となりますので,同じく推奨できる立場にはありません。

もう1点の市民農園への転用についてですが,笠間市には公共の市民農園が2箇所あります。民間では2箇所あり合計で4箇所あります。利用状況はクラインガルテンと民間の2箇所がほぼ100%の利用率です。公共で行っている「市民農園はなさか」は87%で徐々に利用率が上がってきています。別に用意している耕作放棄地再生利用交付金事業では市民農園を整備する場合50%の補助が出るということになっています。

しかし,笠間市の遊休農地は小規模で広範囲に点在している,また立地条件も悪い場

所にあることから、なかなか広がりを見せないのが現状と思っています。

Q 事業名に緊急対策が入っているが、その意味するところは。

A 本事業は、国から示されたのが平成19年度で、市町村の取組は平成20年度からです。その時に国が示した名称が本事業名でした、市も同様の名称で事業を進めてきたということになります。

Q 769ha中624aの成果、笠間市全体の0.81%。この事業の今後の取り組み方針は。

A 0.81%の示している中身というのが、この事業で解消した耕作放棄地の面積となっています。今後の取組方針は、遊休農地は小規模で点在化していると冒頭説明しましたが、農業をやりたいと笠間市を訪れているのも事実でして、そういう方々はある程度まとまった農地を求めています。笠間市としましては20a以上まとまった農地がどこにあるか調査しているところです。その結果に基づきまして、農地所有者に意向調査を行い、農地の流動化を含め遊休農地対策に向けた事業の推進を図っていきたいと考えています。

また、すでに行われてきた菜種の栽培は有効な対策ということでもありますのでPRを図り推進していきたいと考えています。

Q 平成20年度、年間を通して2人半人、何をやったのか。認定農業者は何人か。

A 外の市町村では例は無いと思いますが、市内農地の全筆調査を行いました。農政課全員及び農業委員会の応援もいただき取組みました。その結果他の年度と比べて吐出しています。また、認定農業者は現在144人ということになっております。

Q 実績からして人件費の職員割合、0.57人は考えられない。他に業務は何が。

A 平成22年度は、遊休農地解消を兼ねた電気柵設置講習会、電気柵の貸し出し事業を行いました。また、国の耕作放棄地再生事業の推進ということを実施しまして、担当としては2名張り付けましたが、実際の業務占有割合は0.57人ということになっています。

Q 市の上乗せ補助の考え方は。

A 遊休農地の活用は、この事業だけではなく農政課が行っている施策全体で行っているように考えています。遊休農地を解消することは大切ですが、まず遊休農地にさせないということが第一と思っています。

そのためにはブランド化の事業などにより、笠間の農業に魅力を持っていただき、遊休農地にさせないことが大切と思っています。そしてそれにもかかわらず、遊休農地と

なってしまったところは本事業を活用して遊休農地を解消していきたいと考えています。それらの結果が冒頭説明いたしました県では遊休農地は広がっているが、笠間市は統計上減っているということで、成果に現れているのかと考えています。

上乘せ補助ですが、平成22年度から実施している事業ですので、この事業によって新規参入が増えているかどうかという分析がまだ進んでいない状況ですので、もう少し様子を見ながら今後のことについては、考えていきたいと思っています。

【質疑議論】

○委員

委託料が平成22年度は826,000円となっているが、この委託料の中身はどういう内容か。

○農政課

委託料は、菜種の圃場等の除草であるとか、あるいは耕起であるとか、コンバインを使った刈り取り作業の委託料になっています。

○委員

農振地の森林化についてだが、笠間市は単位面積が少ないものが分散していることで、農地に不適切なものが多いのではないかと思う。農地法の観点から農業振興地域から外して森林に地目換えをすることは本当に難しいことか。

これは県の審議会を通さないといけない話になると思うがどうか。

○農政課

実はまさにその問題に直面しています。農家の方から植林をしたいということで申請があがっていますが、県の審査会でだめだということで返戻された事例があります。

その理由というのが1種農地については、植林は認められていないということです。

○農政課

1種農地の関係で若干補足します。

1種農地というのは、土地改良事業等で農業投資を受けたところということになります。先ほど1種農地はだめだという話をしましたが、それ以外であっても、山林にすることによって日が当たらなくなる、山に隣接するので猪の被害があるなど、山になった段階で、他の農地に与える影響がどうであるかを考慮します。また現地も確認するので、農地から山にするのは難しいです。

農業振興地域の中の農用地区域から抜くことについては、最終的には農地転用もあり、農業委員会でも現地を確認しますので、農業委員会の意見でだめだと言うケースも多い状

況です。

○委員

森林の話ですが、稲敷市で茨城大学の調査が行われた。遊休農地をどうするかという意向調査を学生が行ったのですが、地権者たちは、高齢者で売ってくれと言ってもなかなか売らない。

財産として所有したいということで、手間がかからないのは山林にという意向が、アンケート調査の結果多かったという話を、茨城大学にいた先生から聞いたことがあったので、遊休農地で使い勝手が悪い農地ならば、ある程度柔軟に対応できないのかという気がした。

それに関連して、全筆調査を行ったということだが、その所有者の意向とか、後継者の有無とか、どういう人たちなのかという調査は行ったのか。

○農政課

それが今実施している20a以上まとまったところの意向調査です。

農業委員会の方でも今年アンケート調査を実施するという話を聞いています。

○委員

私は千葉県の松戸に住んでいるが、北川根地区に自分の屋敷と畑と田んぼを持っている。

田んぼは近くの人に話をしたら借りてくれることになり、年間で5俵程もらうことになっている。

畑は、粟畑にしていたが、非常に困って農業委員会の方にも相談したものの、これといった良い方策も見つからずにいた。しかし、近所の人に話をしたところ、農地というのは作物を作っていないと死んでしまうということで、無料で貸すことで使ってもらえるようになった。

私が思うには、借りたい人にアンケートをとることも必要だが、土地があって困っている人の意向を良く聞いて、仕掛けをするといような気がしている。

私の会社は東京にあるが、土地が余っている話をしたら社員も借りたいと言った。20aという話だが、借りたい人は野菜を作るだけだから、少なくて良く、ただで貸してくれるなら借りたいとの話であった。最近では原発問題があるので、人気は落ちていると思うが、狭い土地でも東京の人は借りたいという気持ちを持っている人がいるということは身をもって分かっているのだから、そういうアピールの方法もあるような気がしている。

例えば、笠間や茨城県以外の近県の土地を借りたい人にアピールするようなことはしているのか。

○農政課

土地所有者の意向を聞いてという話ですが、今20a以上でやっているという話につい

て、実情から申しますと耕作放棄地の筆数全体では、8,600筆程あります。これが10aで区切りますと、3,500筆程になります。それを20aで区切ると100筆になるということで、マンパワーの問題もあり、今は20aで線引きをしています。

それから、笠間以外の方、東京とか近郊の借りたい方の意見をということですが、県の農業会議などが斡旋をしていますし、直接笠間市や普及センターに来るといった例もあります。

実際に今年も、ある会社組織を立ち上げて大きく新規参入したいというような方もいて、そのような方への農地の斡旋等を実施しているところです。

市民農園につきましても、ホームページ等で周知をしていて、あいあい農園やクラインガルテンの利用者は、ほとんどが市外の方です。

○委員

クラインガルテンはすごく有名で、東京の方も知っている人がたくさんいる。だから利用率が100%になっている。知名度というか、知らしめる方法かもしれない。

○委員

委託料の質問で、菜種の除草だとか、収穫だとかの話があったが、収穫したものは一切お金になっていないのか。

○農政課

菜種は収穫して、収穫したものをコンバインで刈って乾燥させるが、乾燥についても地元で出来ないので、地域住民の方にも一緒に作業をしてもらうというようなことを仕掛けています。

地域で敬老会などの行事に菜種の油を使って提供しようとか動いているのですが、最初は上手く行ったのですが、2回目からは土づくりの問題などで進みませんでした。

菜種を搾るのは笠間では出来ませんので、業者に頼んで搾ったものを地域で活用する。また、市の方でも一部いただいてPRであるとか、菜種を使って耕作放棄地からこういう菜種も取れますというようなことで、地域の方に還元しています。

実際は売りたいなと思っているのですが、単価などのほか、販売の食品衛生の関係があり、クリア出来ないというようなことがあります。

○委員

菜種油を作っているところは、岩間になかったか。

○農政課

あります。

○委員

地域で使うだけではなく、地域ブランドにしていくとか、次の展開の方法があると思う。

農政課で放棄地を如何に減らすかというサイクルだけではなく、その次のサイクルまで話を持っていかないと、ストーリーが出来ないと思う。

確かに80数万円かけた分は回収できないだろうが、それが笠間の菜種油のブランドだとか、そういうものになっていくと良いと思う。笠間というのは観光交流的なことを持っていて、それがクライנגルテンの成功にも繋がっていると思う。担当課の話ではなくて、もっと広い展開の話に持っていかないといけないのではないかなと思う。

他の手法が全部だめで、菜種しか残っていないとすれば、それを如何に上手く次の展開に使うのか、ただ春の季節に黄色で良かったなというだけで終わらせないような、何かを考えて次の展開に持っていかなければならない。それは自分のところの仕事なのか他のところの仕事になるのかとなるが、ある程度次の展開になるまでは面倒をみるような考えで整理しないと。

仕事としてはわかるが、20aまとまっている100筆だけを基本的に相手にするということより、私の視点からすると東京からこちらに側で最初に里山的な景観を味わえるのは、ここより少し手前位からしか無い。

だから東京方面の人は、里山的な景観に対してとても強い印象を持っている。そういう事を考えると逆に10a以下になるかもしれないが、中山間的なところの景観を維持するための耕作放棄地の利用の仕方に力を入れた方が笠間としては、最終的な利益があるような気がする。

パーセンテージを求めるのは分かる。パーセンテージを求めるためには、20a以下の遊休農地は外した方が話は早いですが、笠間全体で考えたときに何がメリットかというところと里山的な景観をどう上手く維持するのかというような視点で耕作放棄地を考えるということが必要な気がする。それがパーセンテージにならないのはわかるが、パーセンテージ以外の問題も考えなければいけないのではないかなと思う。

クライングルテンがあり、クライングルテンの隣にあいあい農園ができて、このエリアはある程度整理がついたかも知れないが、少し離れたら里山景観が崩れてしまうことは、どのように手を入れるのかということ、笠間にとって何が一番有益なのかという視点でも、考えないといけないのではないかなという気がする。

○農政課

菜種の販売については、面積の関係とか販売するまでの量がないなどがありますが、クライングルテンにいた笠間と都内などで二地域居住をしている方で組織している笠間サポートクラブと利用方法については、今後考えていきたいということで進んでいます。まだ、具体的な話まではいっていないのですが、この組織と協力しながら、実施をしていきたい

と考えています。

里山の景観に関しては、笠間には2箇所有名なほたるの里があります、ここはひとつの観光拠点ということで行っています。作物は作らないが、土地も荒らさないということをして、取り組まなければいけないと考えています。

笠間市の特徴ですが、笠間市の観光協会が旅行業者の免許を取得して、いろいろな旅行パッケージを組んでいます。その中には、里山であるとか農業体験などがあります。通常の市だと農・商・工連携というような話をされるかと思いますが、笠間市は、農・商・観という、農業、商業、観光が一体となって、まちづくりを進めていく取組みをしています。今のご意見等も参考にしながら、どういうパッケージができるかというようなことも含めて、検討していきたいと思っています。

○委員

委託料の話で、菜種を作った農地の地主さんは何をしているのか。苗植えから刈り取りまで委託して、農地を貸すだけなのか、どれだけ自分で手を入れているのか。

○農政課

地主は殆ど何も行っていません。土地代の支払いもしていません。菜種が取れたときには差し上げていますが、簡単な謝礼ということで、菓子折り程度で借りています。作業については、職員も毎日行っているわけにはいきませんので、(地域で)できる方をお願いをし委託料を支払っています。

○農政課

この地主は9人ぐらいで皆地元在住ではないため、荒らした状態でした。その方たちの理解を得て、一緒にやりましょうということで始まりました。場所は笠間駅の裏でうっそうとしていたところを行いました。

○委員

20a なければ遊休農地の活用の対象にならないのか。前回農林業センサスの調査員をしたが、かなりの数で何も作っていない田んぼや畑をまわった経験がある。

それは今ここで論じる話ではないが、なぜそのようなことになってしまうのかということに、疑問を持った。小さな土地はこの事業の対象にはなっていない。20a まとまっていると、市やこのチラシに載っている耕作放棄地対策協議会が声をかけているのか。放置している農地を何か活用しませんかということで、菜種などの声がかかるのか。

ヤギとか牛の場合は、ひとつの実験あるいは研究のためで、ここで行う足がかりがあったのではなく、結果うまくいかないということになったと思うが、この制度の活用の仕方に疑問がある。

○農政課

基本的にこの耕作放棄地再生利用交付金を使う場合は、面積の下限はないです。

ただし、自分の土地ではだめです。自分の土地はこの事業対象にならないので、他所から新規で入ってくる方が想定されるわけです。

そうすると、ある程度面積がまとまらないと採算に合わないということがありますので、おのずとある程度面積がまとまっていないとだめになってくるということがあります。

牛とかヤギについては、他県で大変良い成績を上げているので、他のところで良い成績を上げているから直ぐ笠間に使えるか、モデル的に試験をしてみないと分からないという部分が多々あります。そういうことから今回モデル的に実施したということです。

○委員

自分の土地でないというのはどういうことか。

○農政課

耕作放棄地を戻すときに、国からのお金を使えるのですが、自分が荒らした人、所有者が荒らした人になるので、その人が国の金を使って戻してはだめということです。あくまでも他所から来た人、他所の人だと、その時には地代を取ってはだめだとか他にも要件はついてきます。

○委員

参考までに43ページに耕作利用再生交付金ということで、7つのメニューがあるが、この7つの実績等を教えてほしい。

○農政課

平成22年度からの取組みですので、昨年度と今年1件ほど対応しているものがありますので、その分について説明をします。

昨年は2件の方が行いまして198a、約2ha弱を実施しております。

○委員

それは③についてか。営農定着で2haということか。

○農政課

①です。

○農政課

これは一連の流れで、再生をしてその再生した土地に土地改良をしてそこで営農するとき、営農定着のお金が出て、施設を作るときにはそこにお金が入ってという一連の流れです。

○委員

では①の再生作業で2ha行ったと。

○農政課

この方達は、①と③です。再生作業と営農定着という事業を該当させて行っております。

○委員

農政課の中には職員のほかに非常勤の職員とか、これに専従する臨時の雇用の職員はいるのか。

○農政課

昨年はいないです。今年は緊急雇用活用で臨時の方が1人います。

○委員

計算すると4～5人はすぐ雇えるような気がします。非常勤だと毎日行く必要はないので、人気はあるだろうと思う。そこに非常勤でこういう面倒を見てくれるという点。

【評価】

○委員長

それでは委員の意見の集約ができました。「現行どおり継続」が1名、「改善し、継続」が5名ということで評価が出ました。改善点は、先ほどの議論にもありましたように、あまり農地解消にこだわらないで、もう少し笠間全体の魅力度アップとか、そういうことを広い視点で遊休農地解消を取り組んでいくべきというのが1つ、それからもう少し貸し手と借り手の関係のところをしっかりと調査をしてはどうか。その上でマッチングさせるようなシステムを作って、できるだけ解消のほうに役立てるように努力してはどうかというようなご意見がありましたので、ぜひともそういう観点でこの事業をもう少し発展させるような方向でぜひ頑張っていたいただきたいと思います。